

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (29. 2 定)			
日 時	平成 29 年 6 月 20 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 1 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、酒井隆行副委員長、高橋 (龍)・斉藤・中村 (吉宏)・ 佐々木・小貫・新谷・山田各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が斉藤委員に、面野委員が高橋龍委員に、林下委員が佐々木委員に、川畑委員が新谷委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は民進党、公明党、自民党、共産党の順といたします。

民進党。

○佐々木委員

◎町内会館の維持対策について

1 日目に引き続いて、町会関係で、町内会館の維持対策について 1 点目、お聞きします。

私の所属している朝里町会のように、独立した自前の会館が持てなくなってくるところも出てきていると聞きます。借家形態で事務所のところなども出てきております。また、改築、補修も大規模にはできない現状があります。

そうしたところが、これからますますふえてくるのではないかと考えまして、そうした場合、現在の小樽市町会館等建設助成規則が現状にやはりすぐわなくなっているのではないかと考えております。

そこで、近年、この助成を受けた実績についてお知らせください。

○（生活環境）小山主幹

では、5 年間の実績をお知らせさせていただきたいと思います。

平成24年度、補修 1 件、助成額500万円。25年度、補修 1 件、72万円。26年度、新築 1 件、900万円。これは真栄会館の新築であります。27年度、新築 1 件、900万円。これは東小樽会館です。あと、補修 4 件で、合計助成金が1,229 万円。28年度は、補修 1 件、162万円という実績であります。

○佐々木委員

その助成を受けたうち、一番少ない助成は幾らになりますか。

○（生活環境）小山主幹

今の5年間で一番助成金の低かったのは、平成27年度の厩町会の会館。屋根補修の59万円という助成金であります。

○佐々木委員

この59万円でも、次の助成まで、規則によると10年間待つことになるのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今の規則で行きますと、10年間あく形になります。

○佐々木委員

現状を最初に述べたように、本当に大規模な改修等もできなくなっています。もっと細かい、規模の小さい改修等にもまめに対応できる改正が必要ではないかというふうに考えます。

この規則の中の第3条の助成の要件中、(2) 増築・改築の規模10平方メートル以上、補修工事費100万円以上、同条の2の(1) 再度交付できる場合を10年経過している場合というふうになっています。

これについて、例えば、総額は変わらなくてもいいので、もっと工事費を少なくして、そして期間も短く、例えば、100万円が10年間ではなくて、50万円の工事が5年ごとに2回できるというような形に改正したほうがいいので

はないかと思いますが、その件についてお願いします。

○（生活環境）小山主幹

まず、この助成金のことなのですが、外壁とか屋根張りかえなどの大規模な改修工事の際に、町会の負担軽減を目的として、増改築の場合は規模10平方メートル、補修は工事100万円以上と定めております。

確かに、町会長とか役員の方から、最近、町会館の利用が少なく、収入である会場使用料が少なくなってきて、改修するための経費を積み立てるのが大変だというお話もお聞きしております。

委員から御提案がありました工事費とか経過期間の短縮についてなのですが、市内、町会館の規模も、大きさはさまざまですので、現状のままでいいところもあれば、お話のとおり、期間を短くしたりとか工事費の基準額を下げてほしいという意見も多分出てくると思います。

いずれにしても、今後、総連合町会にも御協力いただきまして、町会館を管理している町会長とか役員の方に御意見をお聞きするとか、道内の主要都市の建設助成金の対象条件なども少し調査してみて、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

私も全ての町会から御意見をいただいたわけではありませんので、ぜひ検討をして、いい方法を探っていただきたいと思います。

◎北海道中央バスとの関係について

では、2件目に移らせていただきます。

代表質問でもお聞きしました北海道中央バスとの関係について、少しひっかかっている点が出てきましたので、これについてお話を伺います。

これまでの代表質問、それからきのうの林下委員への答弁中で、市長は、中央バスの牧野社長との関係が悪化していること、それから、本市の公共交通維持を危機に陥れている事実の原因が自分にあるのではなく、聞いていると、前市長及び前市政にあるのだと責任転嫁しているのではないかというふうに私には見えましたので、今回、質問をさせていただきます。

市長の昨日の林下委員への答弁。平成26年の交通政策基本法に基づいた具体的な動き。これは法定協議会設立のことだと思うのですが、これを、もっともっと良好な関係なら行っているべきだったというふうに言っています。自分のことを棚に上げて、良好な関係ではなかったということを示唆しているというふうにとれるのですが、どのような事実に基づいて、そのように述べたのか説明してください。

○市長

昨日の私の林下委員からの質問に対しての答弁は、前任者のときが良好な関係ではなかったことを示唆した答弁ではございません。私が今、就任していて、関係が悪化しているのではないかという御指摘があって、前任者のときのほうが良好な関係だったというような林下委員からのお話であったかと思ったので、ですから、それであれば良好な関係であったのだったら、ならばそのときから、体制、段取りづくりを含めて進めていただければ、ということでお話をしたので、私より以前のときは良好な関係ではなかったことを示唆したわけではございません。

ですから、どのような事実に基づいて述べたのかと言われても、恐縮ですが答えようがないところでございます。

○佐々木委員

ということは、市長は、こここのところに前市政へのところで、これは良好な関係だったかどう関係だったかは、市長としては、それは御存じないということでよろしいですか。

○市長

具体的にどのような関係だったのか、前市長が中央バスの方々とどのようなやりとりをされているのか、それほど具体的に把握しているわけではございません。

○佐々木委員

そういうことならいいです。

その発言に続いて、結果、法定協議会づくりの体制が市も整っていなかったというふうにおっしゃっていますけれども、平成26年、改正地域公共交通活性化再生法の施行時点で、法定協議会づくりの体制を整えるのは、他市も含めて行政的に、時間的に可能だったのでしょうか。

○（建設）小南主幹

法定協議会につきましては、交通政策基本法、平成25年12月に制定されておりますが、その基本理念にのっとり、26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されております。

この改正法によりまして、地域公共交通網形成計画を作成することができ、法定協議会を組織することができるかと定められております。

中央バスとの協議会設立の要請につきましては、平成24年から要請があり、市と中央バスとの間で定期的な会議を設けておりますが、中央バスからは協議会ということで、法律ができる前から協議会の設置を要請されているところでございます。

市としては、地域公共交通に関する専任の担当者は配置していない状況であり、地域公共交通に対して積極的な体制とはなっていない状況でありました。

ほかの都市を見ますと、もともと市営交通がある自治体につきましては、市営交通から民間に移管するときに、地域公共交通の問題について議論をされて、協議会を設置しているところもあります。

地域公共交通のような取り組みということは、ほかの自治体においては、法律ができる前から既存の協議会をつくって、それを今の法律に合った形で移行している自治体はかなりあるということで確認しております。

○佐々木委員

今、御説明にあったのは、やはり既にできているところは、市営だとか自前で公共交通を担っていたところがそういうものをつくっていたと。ただし、小樽については、そういうノウハウはないという中であったということですよ。

さらにお聞きしますと、市が主体となってつくる法定協議会の策定というのは、改正の再生法が施行されて、初めて市が主体になるということをお求められているわけですから、それ以前のことは、そこまでの責任を市が負わされているわけではないというふうには私は押さえているのですけれども、その点はどうでしょうか。

○（建設）小南主幹

確かに法律は平成26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正になり、地方公共団体の責務、役割というのが記載されているところですが、その前に、地域として公共交通について課題がかなり出てきておりまして、14年にバスの規制緩和の関係で、届け出制から許可制ということで変更になりまして、その時点で、かなり地域において協議会をつくられているところが多いと聞いております。

○佐々木委員

私への代表質問の答弁の中で、市と中央バスは、平成24年度からもう既に定例会議というのを開催して、ダイヤの改正やふれあいバス、ノンステップバス導入、市内バス路線の課題について意見交換して、改善してきているという具体的な実績があるわけで、そういう中で、この体制、法定協議会をあえてつくって体制をつくる、法でも定められていない中でつくるといった必要があったのかというふうには考えるのですけれども、一つだけこのところで聞きたいのは、法定協議会づくりの体制が整っていなかったというふうに市長が言及していることについて、今の話を総合しますと、これは体制が整っていないのが前市政の責任だと、怠慢だと、非があることだぞということになるのでしょうか。どうでしょうか。

○（建設）小南主幹

確かに小樽市の場合は、地域公共交通ということで中央バスのバス路線が十分交通網としてネットワーク化されており、それほど大きな問題はなかったのかと思っております。

その中で、市として地域公共交通の担当部署という部分では、少し積極的ではなかったのかなと考えております。

○佐々木委員

私が代表質問で示した中央バスからの確認文書中の見解の解釈について、市長の答弁を要約しますと、交通政策基本法は平成25年に策定された。今年は29年だから、4年目。4年間あるにもかかわらず、法定協議会ができていないということに中央バスなりのいら立ちではないかと私は推測している。私自身は、27年の4月に就任。その体制を28年度につくり、そして今、2年目を迎えている。この法定協議会を策定するに当たって、最速のペースで進んでいる状況だというふうに市長の発言、これを私は要約しましたが、このとおりでよろしいですか。

○市長

私自身の発言の意図としては、おおむねその内容でございます。

○佐々木委員

この発言は、私は就任以来、全力で法定協議会づくりを進めている。中央バスがいら立っているのは、4年のうち2年も何もしてこなかった前市政時代が原因であると言っていることになるのですか。

○（建設）小南主幹

法律ができたのが平成26年11月ということなのですが、その以前に他市を見ますと、先ほど市営交通の話に言及いたしましたけれども、市営交通がない都市においても、地域公共交通についての協議会を設けておまして、今回、私のほうで5月に視察してきた自治体につきましても、法定協議会の前身になる協議会があり、それを法定協議会の内容に合った形で、既存の協議会をそのまま延長させて運営しているという部分が、ほとんどということで確認しているところでございます。

○佐々木委員

今おっしゃった御答弁は、いやいや、そういう意味ではありませんと言っているのですか。それとも、言っているとおりですと言っているのですか。どちらですか。

○（建設）小南主幹

確かに法律ができる前に、法定協議会でなく協議会があれば、スムーズに移行していたケースもあるのかなということで、それは、法定協議会に当たるかどうか、スムーズに移行できるものかどうかというのは、今の時点では、当時、協議会を設置していないものですから何とも言えないところではありますが、もし、協議会というものがあれば、それがスムーズに移行している場合もあったのかなと考えられます。

○佐々木委員

今のお答えだと、法定協議会をつくっていなかった前市政に問題があったのだというふうにとりあえずけれども、それでよろしいですか。

○市長

この点においては、佐々木議員から、中央バスからの指摘においては、私自身の行動や態度等も含めて、指摘されているのではないかというような御質問から、私はこれについての答弁をしたのではないかと考えております。私自身は、あくまでお話をしている中においての私の印象としてはありますけれども、先ほど御説明をしていたように、交通政策基本法が策定されて、この間、これだけの時間を要していると。

本来であれば、もっともっと早い時期に法定協議会等をつくってほしいという中央バスからの要望、そのようなものが、お会いするたびにそのお話があったわけでございます。

しかしながら、市のほうでそれをつくるための体制づくりや段取りに対して、残念ながら、私が就任してから時

間を要したわけですから、その期間を含めると、私が就任した後だけではなくて、実際に交通政策基本法ができたのはその前からということもあって、私はその期間、4年間、4年目ですけれども、その期間に対して、やはり中央バスなりに、その期間に対して非常にいら立ちとかということ、お話をしたところでございますので、前市政のせいとか前市政が悪いとかそういう意図ではなく、中央バスがそのようなことからそう思われているのではないかとということで答弁したと御理解いただければと思います。

○佐々木委員

今、市長から前市政が悪いだとか、前市政がそういうふうなことをやっていなかったことについて問題だとかということではないという御答弁をいただきました。それは、そこのところで受けとめさせていただきます。

その上で、やはり市長がそこのところで、今回、私が今、お話いただいたように、中央バスが市の交通の現状把握と未来ビジョンを示そうとしない市長の姿勢に対して、それから自分の発言を認めようとする森井市長のそのことについていら立っているのです。その前のそういう、前市政なりそういうところではないということですが、4年の間、何もしなかったことに対していら立ちをというより、この文書で確認があるとおりに、森井市長の対応について、言動について、やはり問題があるというふうに認識されているということは、しっかりと捉えていただかないとなりません。

それで、やはりそこのところをきちんと押さえた上でやってほしいですし、それから、私がどうしてこの質問をすることになったかという、常々、やはり市長は前市政の施策にだめ出しをするという場面が見られます。このことについて、きちんと私は言っておきたいのですけれども、やはり行政の継続性というのがあります。行政の継続性上、今までやってきたことはだめだったのだ、私になってからはよくなったのだよということになると、それでは、前市長を支えてきた市役所職員の皆さんのそれまでの取り組みも否定してしまうこととなります。

やはり、それを職員の皆さんがどう聞いているのかということにも思っていたいただいて、きちんと言動に注意されたほうがいいのではないかなということをお告として言わせていただいて、この件を終わらせていただきます。

○高橋（龍）委員

◎雇用対策について

これまで定例会や委員会等でも企業誘致について質問させていただいてきましたけれども、切り口を少し変えて、雇用対策とも絡めてお伺いします。

まず、第7次総合計画策定資料集を拝見いたしました。

産業の推移についてという項では、本市の産業従事者の分布として、基幹産業である観光事業者の多さもあって、第3次産業従事者が、国と比較をしてみると10%程度、道との比較で7%多い数字で、市全体の77%と非常に高いウエートを占めているのですけれども、本市としては、人口減少対策の一環として、企業誘致をうたっています。その点について具体的にどのような効果を見込んでいますでしょうか。雇用や財政、出生数など期待されるものは多岐にわたると思いますけれども、具体的な内容をお示しいただければと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

企業誘致の効果についてはですが、まずは、小樽市に企業が進出いただくことで、当然、雇用が発生してきますので、市民の雇用機会の創出が図られてくると考えております。

また、全ての従業員を小樽で新規雇用するということは考えづらいと思いますので、その企業の従来勤めていた方々が小樽市に引っ越しをしてくるものと思われまして、そういった方々の世代によっては、その後の子供の出生も期待できるのかなど。これらによって、人口増加、こちらに寄与するものと考えてございます。

また、財政面についてなのですが、当然、お仕事をされてお給料をもらうということで、個人市民税、あ

と企業が入ってくるということで、法人の場合ですけれども、法人市民税、また工場等の場合ですと固定資産税の増加もあるのかなど。それと、お越しいただく企業の業種によっては、規模の大小はあると思うのですが、市内企業への波及効果、こちらも期待できるのではないかなど。

そういったもので小樽市内の経済にも好影響があるものと思っております。

○高橋（龍）委員

では、本会議の中でも、工業団地への企業誘致は食品や物流、また中心市街地へは I T 企業の誘致をという趣旨の御答弁をされていたと思いますけれども、その業種選定の理由をお示ください。

○（産業港湾）富樫主幹

本市は、企業立地促進法に基づく道央中核地域産業活性化協議会並びに札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会に参画しているところでございます。

このうち、札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会の基本計画におきまして、集積業種を食料品関連、物流関連産業などと定めているところでございます。

大消費地である札幌に隣接する銭函工業団地や石狩湾新港地域におきましては、食料品関連、あるいは物流関連に優位性があると認識しておりますものですから、工業団地については食料品、あるいは物流の関連産業の集積を進めているというところでございます。

中心市街地につきましては、交通の便もよく、空き店舗の活用を促す観点もございまして、成長産業であり、近年、地方に進出がふえている I T 関連の企業を集積業種という形で選定しているというところでございます。

○高橋（龍）委員

では、誘致を行う際に、各種助成等の優遇策が設定されていると思いますけれども、その助成を受けるための条件設定はどのようになっていますか。

○（産業港湾）富樫主幹

企業誘致の優遇策につきましては、まず小樽市企業立地促進条例に基づく課税免除がございまして、これにつきましては、食料品関連などの製造業、あるいは物流関連企業などの業種を選定しておりまして、土地を除く建物や償却資産の取得価格が3,000万を超えるものだったり、あるいは取得価格の合計額が5,000万を超えるものだったりという以上であるということと条件としているところでございます。

新たに創設しました小樽市 I T 関連企業等誘致促進補助金については、デジタルコンテンツ事業、システムインテグレーション事業、ウェブデザイン業などの業種を対象としているほか、小樽市外からの進出企業であること、あるいは対象業種の創業実績が3年以上であること、雇用につきましては、開設時の市民の常用雇用者が5人以上であること、開設時の市民雇用者が全体の50%以上であることなどを条件としているところでございます。

○高橋（龍）委員

それでは次に、生産年齢人口の雇用、特に若年者の雇用対策としての取り組みがあればお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

若年者の雇用対策といたしましては、本市が事務局を担当しております小樽市雇用促進協会、ここで企業説明会であるとか就職サポート実践講座、就職ガイダンス、新入社員研修、こういった事業を実施してございます。

また、本市では、平成21年度から主に高校生の就職に向けた実践力を早い段階から向上させ、正規の雇用につなげるといった取り組みであるとか、地元企業への定着促進を図るために、高校生就職スキルアップ支援事業というのを実施してございます。

この中でも、企業見学会、インターンシップ、先輩との交流会、個人面談、企業と高校との情報交換会、こういった取り組みを行ってございます。

また、後志教育局との共催となりますけれども、高校1年生、2年生を対象といたしました企業見学会なども実

施しております、またハローワーク小樽主催でございますが、これは北海道後志総合振興局ですとか、余市町、後志教育局、こういったところとの共催にもなりますけれども、11月、12月になっても就職が内定していない新規の高卒者を対象とした就職促進会、こういったものを開催して、就職の支援を行っている。こういった取り組みを実施してございます。

○高橋（龍）委員

今定例会で、本会議で松田議員の一般質問への答弁で、働く場の不足だけが生産年齢人口の市外流出の要因ではないというふうに答弁がありまして、その理由として、求人倍率が1.0程度で推移しているからという論旨であったというふうに私は捉えたのです。しかしながら、働く場の少なさというのは、単純に有効求人倍率だけではかることができるものではないというふうに感じています。

売り手市場の業種と求職者の資格、また待遇面など、ミスマッチというよりも、そもそも合わないアンマッチが起こっているという現状で、単に数字の比較だけでは課題は見えてこないと思いますけれども、市ではどのように捉えていますか。

○（産業港湾）商業労政課長

管内の有効求人倍率が1.0前後で推移してきた中で、業種によっては有効求人倍率が高い中で、求人と求職がうまくマッチングしていない、アンマッチといえますか、そういった業種というものはあるように認識してございます。

例えば専門的・技術的職業ということで、具体的には建築、土木、測量技術、あとは医師、薬剤師、看護師、保健師、保育士、こういった職業につきましては、専門的、技術的な知見ですとか資格などを要することから、企業からの求人があっても仕事を探している方が就職できないといった状況がございますし、また勤務内容に対して賃金等が低い、ほかの業種と比較しても低いとか、そういった状況などがあるのかなというふうに感じてございまして、委員御指摘のとおり、単純に職業全体の有効求人倍率を見ただけでは課題というのは見えてこないのかなと認識してはございます。

そういったことから、繰り返しになりますけれども、業種ですとか求職者の資格、待遇面、こういったことについての求人と求職者の間に生じる勤務条件のアンマッチ、こういったことは有効求人倍率だけでは、数値だけでは判断できないというふうに考えてはございますので、本市では、雇用ですとか人材育成に関しまして、経済団体であるとか社会保険労務士であるとか、民間の企業であるとか、そういったところとの意見交換などは実施してございまして、その中での課題としましては、高齢者ですとか女性のライフステージに応じた就労機会の創出、子育て世代が求める働く時間と企業側の勤務時間とのマッチングなど、こういったことについて御意見なども頂戴しているところでございます。

また、こういった求人と求職のきめ細かなマッチングにつきましては、ハローワークとも意見交換をさせていただいております、ハローワークでも窓口対応で一定程度こういった勤務条件の調整などは行っているかと、そのように伺ってございます。

○高橋（龍）委員

やはり一部を除いて雇用の場というのがまだまだ足りていないのかなと感じます。

では、次に、新卒者の市内での就労割合がわかればお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

新卒者の市内での就労割合ということで、平成29年3月に、市内の高校を卒業された生徒、あと大学を卒業された生徒についてですけれども、まず、高校につきましては、本市で市内の全ての高校を対象とした調査を実施してございまして、29年3月卒業の高校生につきましては、市内の就職の内定率は52.1%となっております、5割を超えている状況でございます。

一方、大学生につきましては、これは直近の数字が28年3月の卒業生の数値になりますけれども、卒業生522名、

そのうち472名が就職されておりますが、この中で、市内に就職したということで把握している学生の数は4名と確認してございます。

○高橋（龍）委員

お答えいただいたとおり、大学生の市内での就労率が非常に低いと。私自身が民間出身で、まさに第3次産業に従事していたのですけれども、その経験もあつての主観ではありますが、大卒者、特に小樽では小樽商科大学や北海道職業能力開発大学校などもありますけれども、大学生の就職活動のサイクルにあわせた求人を行っているという企業が非常に少ないという印象です。

というのも、冒頭申し上げたとおり、第3次産業の従事者が多い本市において、販売や飲食業など多くの方は中途採用で、さらに非正規雇用が多いという現状にあるというふうに認識しています。

つまり、アルバイト、パートの方がやめてしまって人が足りなくなったから、その穴埋めに新たに非正規雇用を行うという状況なのです。

特に、小規模な事業者においては、そうせざるを得ない切実な状況にあるというのは、私自身もよく理解はしておりますけれども、新卒者が小樽で働きたいという意思があったとしても、将来的な展望や、そもそもの求人のなさによって、当たり前にも市外へ就職をせざるを得ないという状況なのです。

企業誘致に当たって、そういった新卒者採用を行っていただけるように、企業に対して助成のかわりにせめて努力義務みたいなものを課すことは考えられないでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

小樽市企業立地促進条例に基づく課税免除につきましては、企業の人材確保が難しい状況を踏まえまして、生産、物流の効率化、省力化を目的とした設備投資が多いことから、雇用に関する努力義務を課すことで、かえって企業側にとって使いづらい制度になるということが懸念されるところでございます。

したがいまして、従来から雇用に関する条件というのを、これに関しては設けていないというところでございます。

先ほど大学生の就職先の話がありましたが、IT関連企業補助金につきましては、新たに大学生ということだけではないですけれども、そういった新たな雇用を生み出すという可能性があるというふうに考えております。

ただ、こちらにつきましては、既に市民雇用に関する条件を設けているところでございます。先ほど御答弁したとおり、こういう条件を設けているところでございますので、あえて努力義務を課すということについては考えてございません。

○高橋（龍）委員

では例えば、若年者雇用の助成金などの組み合わせというのはいかがでしょうか。考えられますか。

○（産業港湾）商業労政課長

若年者雇用支援の助成金の考え方、そういったことへの御質問でございますけれども、誘致した企業が、市内の高校ですとか大学を卒業した新卒者を採用した場合に支給する助成金制度につきましては、地元の若者の雇用に一定程度の効果はあるのかと、そのように考えてございます。

本市におきましては、主に高校生に対して就職前にビジネススキルを向上するための支援ですとか、そういったことの取り組みを行うことによって、若年者の地元企業への就労支援を行っている状況でございます。

あと、若年雇用の支援と企業誘致の組み合わせの関係で、もう少し御説明させていただきますと、そもそも若者の雇用支援においては、北海道ですとか経済団体などと連携して、企業見学会ですとか企業説明会、インターンシップなどの取り組みを実施してございまして、こういったところに誘致企業の方を御紹介したり、逆にインターンシップの受け皿になっていただいたりとか、そういった取り組みというのは考えられると思っております。

○高橋（龍）委員

高校のみならず、大学生の新卒者の囲い込みなしに若年層の流出を食い止めるのは難しいと考えますけれども、市長としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○（総務）企画政策室長

確かに委員がおっしゃられますように、小樽の学校を卒業される方が市内の企業に就職いただくということは、若年層の流出を食い止める一つの方策というふうに考えてございますけれども、今後、人口減少の要因につきまして、さらに調査分析を進めることとしておりますので、こういった方策が効果的であるかなどを見きわめた上で、実行に移していければと考えております。

方策等の実施に当たりまして、トップセールス、またその辺の必要性が判断されれば、市長に動いていただくこともあるかと考えてございます。

○高橋（龍）委員

では、最後に、IT企業誘致の事業について伺います。

今回の事業のIT企業、非常に広義のものですけれども、現状の助成は、一般的な企業に対してのものと余り変わらないのかなという印象を持ちます。

ここで提案なのですけれども、例えば、行政の持つデータを個人情報にかかわらない範囲で公開するということでの呼び込み方法もあるかと思えます。また、堺町通り商店街などにもWi-Fi整備をしていますから、行政だけでなく民間にも協力を打診して、ログなどをとって、ビッグデータとまではいかないものの、ある程度、データを集積して、それを提供することで企業誘致につなげるということも可能かと思えます。

すぐには難しいというふうにおっしゃられるかもしれませんが、前向きに御検討いただけないでしょうか。ということと、他都市では行われていない先進事例であると思えますので、先駆けてやることで意欲を示してくれるかと思えますが、いかがでしょうか。

そして、おくらしているオープンデータ化も並行して行うことができるので、それも同時に解決に向かうと思えますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

企業誘致のツールとしてビッグデータを活用してはいかがかという御提案だったかと思えます。私ども、実はビッグデータの活用までは考えてございませんでしたが、IT関連企業の誘致に当たって、当該企業が提供するサービス、あるいは製品の質を向上させるために、市が保有する情報を提供することにつきましては、企業が本市で操業を継続するという観点からも、新たなサービスの創出につながる可能性があるというふうと考えているところでございます。

ただ、企業誘致のツールとして、不特定多数の企業に情報提供するというのではなくて、現時点では、本市で立地創業する企業に対する企業留置のためのサービスというか、その一環として、従来の取り組みの延長線として考えているものでございます。

まずは、IT関連企業側のデータ利用のニーズ把握に努めてまいりたいというふうと考えてございます。

○（総務）情報システム課長

私からは、オープンデータの関係について御答弁させていただきます。

オープンデータについてですが、現在、市のホームページで公開しているのは人口統計関連のもののみであり、おくらしているという御指摘なのですけれども、今後のコンテンツの充実に向けて、現在、担当者レベルで庁内関係部局と調整を進めているところでございます。

また御提案のあったWi-Fiのログデータなど企業側に提供できるものについては、オープンデータ化を行うまでに、個人情報の問題や、民間が保有しているデータであれば、それを行政側に本当にいただけるのか。また、どこ

までのデータをオープン化にするのか。逆に言うと、企業側ではどのようなニーズがあるのか。こちらを調査しなければならぬなどデータ化するまでには、さまざまな課題があると思います。

これらの課題がクリアになるのであれば、コンテンツに加えることは可能ではないかと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

企業誘致は千三つ、1,000件当たって3社成功というふうに言われるということですが、スピード感を持って当たらなければいけないと思っています。現状の助成に、さらに価値を付加することで確率を上げて、加速化が図られるのかなと思うのですが、最後、市長の心意気だけ聞かせていただけますか。

○市長

心意気と言われましたので、それにあわせて、どう今答弁しようか、頭の中で考えているところですが、何にいたしましても、まず、このまちで生まれ育ち、そして学んだ子供たちが、やはりこのまちで社会人となって活躍できる。それはまちとして非常に重要なことであろうと思っていますところでございます。

先ほども、高校卒業後の小樽市内における就職率等のお話もありましたけれども、やはり、それがより高まっていくことは、生産人口がこのまちに残っていく大きな要素であるというふうに思っておりますので、それに向けて、行政はもちろんなのですが、学校や民間企業関係者も含めて、その環境づくりに向けて取り組んでいかなければならないと思っていますところでございます。

また、今、大学等のお話もありましたけれども、やはり、それだけこのまちにとって本当に素晴らしい学校があって、そこには小樽市内の子供たちに限らず、全道、ときには全国から多くの学生たちが集まる場所でございます。

最終的に、その子供たちがこのまちでいわゆる夢を持って商売に携わる、何かしらの会社に勤められる、それも流れとして大きく結びついていくと、同じように生産年齢人口の拡大へと結びついていくのではないかとというふうに思っておりますので、それにおいても学校はもちろんのこと、その方々が入社したいという企業に対しての環境づくり、行政としてどのような支援ができるのか、そのようなことも含めて、庁内でもいろいろと議論しながら一つ一つ実現ができたらと思っています。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

公明党に移します。

○齊藤委員

◎係船環設置許可について

まず、高島漁港区の観光船事業の係船環設置許可の無効についてです。

顧問弁護士から、申請書に多少の誤記があっても有効という回答があったそうですが、今回は全く意味不明のもので、多少の誤記とは全く性質を異にする重大かつ明白な瑕疵であるということで、無効と言わざるを得ないと考えますが、再度、答弁を求めます。

○（産業港湾）管理課長

ただいま委員から係船環設置の許可について御質問がございましたが、今定例会代表質問でも答弁してございますが、行政処分に対する無効確認訴訟の判例では、行政処分が当然無効であるためには、重大かつ明白な瑕疵がなければならないというものがあります。

これに関して、今回の許認可について施工期間は許可条件の中で重大な要素ではないため、多少、誤記があった

としても有効なものとして扱うと解釈してよいと顧問弁護士から見解を得ているところでございますので、許可は有効なものと考えております。

○齊藤委員

全く了解できません。

次に進みます。

再発防止についてです。マニュアルの整備などによる遺漏のない事務処理を行うよう指導したという答弁ですが、具体的に何を指導したのか。また、その程度で十分だというふうに考えているのか、本当にこのような見落としがなぜ起こったのか全くわかりません。

その原因は何なのか、説明をしていただきたい。その説明が明確に、今できないのであれば、その原因解明といえますか、徹底的な原因解明を求めたいと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）管理課長

ただいまの御質問に対して御説明いたします。

港湾室としては、今回の許認可事務については、これまでどおり前例をもとに的確に処理してきたというふうに認識しているところでございますけれども、このたびは、若干、チェックの甘さがあったのではないかとというふうに考えております。

このことから、今後は、厳格なチェック体制をしることということで今、考えていますけれども、具体的には、申請書の受け付け時には、事前に事務処理マニュアルを作成して、それを申請書の審査に活用することですか、あと、1回受け付けた者が審査したものを、さらには複数の職員でチェックを行う。あと、決裁時には、全ての許認可を港湾室長のチェックを受ける。さらには、重要な異例案件は、産業港湾部長までチェックを受ける。そのようなことで今後の対応を考えているところでございます。

○齊藤委員

全く常識外の許可だと思いますけれども、その程度でいいのか、ぜひ厳重にやっていただきたいと思います。

既に違反を犯して、指導に従っていない事業者に対して、また別のところの登録を認めてしまうというのは、市として、前段違反を犯しているわけですから、それを容認することになるのではないかと。改善の可能性を放棄することにならないのか。結果として、悪徳な事業者をはびこらせるという結果になるのではないかとと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）管理課長

このたびの港町物揚場への護岸登録については、事業者から申し出がございまして、その時点で港町物揚場が他の港湾利用者の使用予定もなかったことから、護岸の登録を認めたものでございます。

他の港湾施設利用者と不平等にならないよう、今回の護岸の登録の申請についても、条例に基づき公平・公正に取り扱ったものでございます。

○齊藤委員

違反していても許可されるというのは、かえって不公平なのではないですか。

次に進めます。

◎市内公共交通について

市内公共交通についてですが、代表質問で、市長は銭函地区をモデルにして先行させると。その後、全市的な問題を検討するのだという考えを繰り返しておられますが、私は、市内中心部を含む全市的な問題把握ということでは、銭函地区は特殊なので、全市的な問題を把握するモデルにはならないのだということを言っているのですが、再度、答弁いただきたいと思います。

○（建設）小南主幹

まず、交通政策基本法が平成25年12月に制定されており、その基本理念にのっとり、26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されており、地域公共交通網形成計画を策定するために法定協議会を組織することができるかと定められております。

今年度につきましては、銭函地区において、行政として法定協議会につきましては継続的に運営されることから、行政として運営マネジメントの能力が求められるため、銭函地区において、行政として地域公共交通の役割や課題を把握するという事で、銭函地区について調査をする予定となっております。銭函地区を全て本市全域に当てはめるということでの調査ではないと考えております。

○齊藤委員

市長は、私の代表質問の再々答弁で、銭函駅を中心とする交通体系が、小樽駅を中心とする交通体系のモデルとして面的な改善を図る上で、全体を把握できることではなくて、網計画の策定というノウハウにおいて全体的にやったときに、その経験が生かされるという、非常にわかりづらい説明をされているのですが、もう一度御説明いただきたいと思っております。

○（建設）小南主幹

銭函駅につきましては、駅を中心としてまちが形成されているということで、小樽駅につきましても、小樽駅を中心として市内のまちづくりが形成されているというところで、似たような点があるということで、公共交通ネットワークにつきましては、小樽駅を中心として市内につきましてはネットワーク化されていると。銭函地区につきましては、公共交通がない地域もありますので、そういう部分につきましては、逆に言えば、どういう課題があるのかという部分を把握していきたいと考えております。

○齊藤委員

小樽市中心部というのは、歴史的にバス路線が非常に、皆言っていますけれども、非常にきめ細かく面がされている。その中で、高齢化とか人口減少によるバス利用の減少というようなこと、収益率が下がるというようなことが問題になっている。

銭函地区では、そもそも路線バスがそんなにきめ細かいわけでもなく、逆に、路線バスをこれ以上走らせるという、採算ベースに乗るのかという問題があって、だけれども、通院だとか通学だとか買い物だとかの上で、利用はあるのだと。デマンドバスとかコミュニティバスというような、そういったことが要望されているわけで、全市的な検討に当たって、駅を中心とした交通体系の何がモデルになっているというのがさっぱりわからないのですが、もう一回説明いただけますか。

○（建設）小南主幹

モデルというのは、銭函地区について、全て小樽市内に当てはめるのではなくて、行政としてノウハウを把握するという事で、例えば、地域公共交通がない地区においては、どのような課題があるのか。今、デマンドバスだとかというお話もありましたけれども、そういうことを地域の方が望んでいるのかという部分をアンケートなどで把握していきたいと考えております。

○齊藤委員

市内中心部でデマンドバスをやるという話にはならないと思うのです。公共交通の実態調査とか、市民要望のアンケートとかということも含めて、別に銭函地区でノウハウを積み上げなくても、即、市内中心部でいろいろな調査をやったりアンケートをとったりすればいいことであって、少なくとも銭函でやってもいいですよ。同時並行でやれることではないですか。何も後先つけて、銭函が先で、その後市内中心部というふうにこだわる必要が全くないのではないかと思います。いかがですか。

○（建設）安田次長

今の議論の中で、まずは銭函地区をモデル地区でやるというお話なのですが、いわゆるモデル地区の中で全て小樽市内の課題が浮き彫りになってくるというふうには私どもも思っておりません。

物理的に小さなエリアをモデル地区でやる。その場合、一つ区切られたエリアとして、銭函地区がたまたま小樽市内とは別個に離れた場所にございますので、そういう意味で、小さなエリアとして一つ駅を中心としたロットとしてエリアがある。その中で、そこを抽出して、その中で私たちの技術的な部分の向上ですとか、そういう部分でエリアを一つ当てはめたということです。

ですから、アンケートにつきましても、また全エリアの場合につきましても、改めて全エリアで調査をして、全域での乗降率ですとか、そういうのはまた改めて協議会の中で実施していくということで考えてございます。

○齊藤委員

全くわかりません。そのようなことをやるのだったら、初めからやればいいのでしょうかという、それだけのことです。

◎除雪について

除雪について伺います。

まず、当初予算に一部しか計上されていないという点について、検証云々がありますけれども、当然、かかることはわかっている経費ですから、当初に計上すべきというふうに考えます。

代表質問で、平成30年度については努力するという答弁でしたが、努力するではなくて、確実に計上するという答弁をいただきたいと思います。

○（建設）雪対策第1課長

平成29年度の除雪費につきましても、一昨年度や昨年度から取り組んだ新たな施策について、十分な検証を行い、より実態に合った予算を編成することが必要と考えまして、当初予算では、当面必要な経費のみ計上したところがございますが、30年度におきましても、当初予算に計上できるよう努めてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

努めてまいるではなくて、確実に計上するということを求めたいと思います。

それから、除雪対策本部の強化ですが、排雪協議結果の業者に対する伝達の一部に不備があったと。問題を検証し、協議結果のチェック体制を強化するなどの対応をしたということですが、どのような問題点を検証したのかと、協議結果のチェック体制とは具体的にどういうことを言っているのか、説明願います。

○（建設）雪対策第1課長

排雪協議の結果の取り扱いについてでございますが、これまで協議後にその内容を私から担当に伝え、協議簿を作成し、その内容を協議簿の決裁時に再度チェックするという体制でございました。

これにつきまして検証を行った結果、担当に伝える前に再度、協議結果の確認を行うことで、誤伝達等の事故防止につながるというふうな検証を行いまして、勘違い等が生じないように、排雪協議の結果につきましては、協議結果が出た後、次長、課長、係長で文章により再度確認した後に協議結果を担当に伝え、協議簿を作成するという手順にいたしました。

○齊藤委員

平成29年2月8日の除雪対策本部の排雪協議の出席者は誰ですか。

○（建設）雪対策第1課長

平成29年2月8日に、本市における排雪協議、その出席者でございますけれども、市長、副市長、建設部長、建設部次長、雪対策課長、雪対策係長でございます。

○齊藤委員

決定は、全会一致ということですか。意見が分かれた場合には、どのように決めるのか。最終的に本部長である副市長に決定権があるのか、市長なのか、どちらですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

2 月 8 日の排雪の協議に関しましては、雪対策課長、私でございますが、私の勘違いを除けば、全会一致だったというふうなことでございます。

また、仮定ではございますが、協議の意見が分かれた場合の対応につきましては、あくまでも一致するように話し合い等の協議を行います。それでも協議が一致しない場合におきましては、これは仮定でございますけれども、本部長である副市長が決定するものというふうに考えております。

○齊藤委員

この日の協議の議事録はとられていますか。協議内容について情報開示を求められた場合、公開できますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪協議でございますけれども、排雪協議の中では、排雪をしたいという協議対象路線について位置を図に示した図面等で協議を行っておりますが、議事録等は作成しておりません。

○委員長

公開はできますかということです。

○（建設）雪対策第 1 課長

失礼いたしました。議事録等を作成しておりませんので、議事録等については、公開することはできませんが、ただ、そのときの協議簿、協議した内容、この路線で協議が決まりましたというようなことにつきましては、資料をつくっておりますので、それにつきましては、求めがあれば公開が可能かと思われま。

○齊藤委員

今後、公開するかしないか別として、少なくとも協議内容の議事録は残していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度、市の排雪協議結果を業者に伝達するときに一部不備があったということから、協議結果のチェック体制をこれまで協議しているところでございますが、今年度の地域総合除雪業務に向けて、排雪協議に関して、また問題が起こらないような仕組み等を再度考えているところでございます。

○（建設）白畑次長

議事録を作成すべきではないかということでございますけれども、今回の件は、先ほどから御説明していますように、排雪協議の結果が勘違いといいますか、錯誤によりまして、ステーションに正確に伝わらなかったことに起因しておりますので、排雪協議における意思決定結果の確認、さらには、その結果のステーションへの伝達について、正確かつ迅速に行うためのシステムの構築が重要であるというふうに考えております。

意思決定過程を正確に把握するために、議事録を残すということも一つの方法ではありますけれども、迅速な対応が必要でありますので、決定結果を正確かつ迅速に各ステーションに伝えるという方法を検討しながら実行してまいりたいということで、今のところ議事録作成ということは考えておりません。

○齊藤委員

議事録は作成しないということですね。していただきたいと思います。

今、雪対策第 1 課長が勘違いしたのだと言うのですけれども、ある業者の方にお聞きしたところでは、排雪の協議が、そこで 1 週間、1 週間どころではないですね、1 月 26 日に整っていた、それこそ。業者が機械から要員から、いろいろ事前に準備して、既に準備万端整っている、その実際やる前の日になってドタキャンして中止と言われて

も、その業者の方は言っていましたけれども、要するに、ホテルの何百人の宴会を予約しておいて、前の日になってやめますよという、そのようなこと通りますかという話で、実際の業務を少しでも知っている人なら、そのようなことができるわけないのだとおっしゃっています。

雪対策第 1 課長としては、会議の内容を勘違いしたのではなくて、もう十分わかった上で、わかっている中止だという話は業者にできなかつたでしょと。むしろ、除雪対策本部の会議で、雪対策第 1 課長はどのような意見、勘違い、勘違いと言っていますけれども、どういう意見を述べられたのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

2月9日の住吉線の件でございますけれども、この排雪協議、2月8日以前にも、一部住吉線の排雪作業が行われておりまして、それが途中で終わっていて、まだ引き続き全線やるには、まだ排雪作業が必要な部分が残っているというふうなことで考えておりまして、私としては、残っている部分について排雪が必要ではないかというような形で協議に上げたところでございますが、これにつきましては、この協議の中で、2月8日の協議時点までに排雪作業を行った部分の中で、住吉線での交通等に問題が生じないような作業結果になっているから、今後の作業は必要ないというような協議結果であったのですが、それについて私は、その部分を勘違いして、まだ続けていいものだというふうに考え、協議の中止について業者に伝達することがなかったということでございます。

○齊藤委員

課長、非常に苦しい答弁ですけど、いや、それは課長の立場はよくわかります。

最後の質問ですけども、この件の業者に対する損害賠償等の問題については、現在どうなっているのか。そういう損害はなかったという話なら一番いいのですが、どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この住吉線の作業が途中で終わった件でございますけれども、まず、市としては、中止させたということはございません。また、市は、これまで途中まで作業を行っていたわけで、作業を行った対価については支払っております。

また、排雪協議結果の伝達の不備により発生するような経費、これにつきましては、業者の考え等もございました、これまで業者と何度か別件も含めて協議したり、最後の設計変更についても協議したところでございますが、業者から申し出がなかったものですから、現在、補償等について支払っているということはございません。

○齊藤委員

◎日本遺産の認定に向けての取り組みについて

次に、日本遺産の認定に向けての取り組みですが、代表質問で、所感のところなのですが、江差町の認定について、テーマ自体が、以前から町民の間で醸成されてきたという答弁があったのですが、その意味というのは、本市とは違うという趣旨なのか、本市にとっては似たような状況なので参考になるという趣旨なのか、何か意味がとりづらかったのですが、説明をお願いします。

○（産業港湾）中崎主幹

ただいまの江差町のテーマが町民の間で醸成されてきたということにつきましては、今回、認定されたストーリーのタイトルにある「江差の五月は江戸にもない」というフレーズが昔から江差町で言われてきたもので、江差の繁栄を一言であらわして、町民の間でも共通認識を持てるものを使ったと認識したことから、所感として示させていただいたところです。

本市と違うのか、似ているのかということにつきましては、本市については、ニシン漁ですとか北前船については、江差町と同様の素材を持っておりますが、それ以外に、坂のまちですとか港町、運河のまちなどの地形に基づくもの、それから鉄道を含む北海道開拓の玄関口というフレーズや、いわゆる北のウォール街と呼ばれる銀行街をあらわすフレーズですとか、それぞれの市民が小樽というまちをイメージするものが多彩であり、共通認識を持つ

ためには、少し工夫が必要ではないかというふうに考えているところであります。

○齊藤委員

確認ですけれども、産業港湾部に日本遺産担当が置かれたということで、主査のところですが、商業労政課の事務分掌中、日本遺産認定についてのことという、そういう答弁だったのですが、日本遺産以外の事務は、この主査において所掌はされていないのでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

主査の所掌事務につきましては、主査は商業労政課に属しておりますので、課の業務を手伝うことはあり得ますけれども、主務はあくまでも日本遺産認定についてのことになってございます。

○齊藤委員

少ししつこいですけれども、主務というのはわかりますが、そのほかにはないのでしょうかという部分はどうですか。

○（産業港湾）中崎主幹

例えば、部全体で取り組む交通量調査ですとか、そういうものは皆で一緒にやるというような形はとっております。

○齊藤委員

あくまでも主務として専念できるような体制をとっていただきたいと思います。

地域型を目指して、他自治体が申請するシリアル型への参加も視野に入れ、情報収集や市民意識の醸成を図るためという、その担当のお役目ですけれども、具体的にどのような方面や分野の情報収集に力を入れるのか。あるいは、どういう市民意識を醸成しようというふうに考えているのか、御説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）中崎主幹

まず、情報収集につきましては、教育委員会と連携しながら、国や北海道のほか、認定を受けた先進自治体、それからシリアル型で参加するということになる自治体などの行政組織、それから大学やNPO団体などの研究機関等、さらには日本遺産の素材としての情報を市民からなど、日本遺産認定に向けた取り組みに必要となる、あらゆる分野、組織から情報を集めたいと考えております。

また、市民意識の醸成のためにすることですが、前段で申しました、それら集めた情報の周知を含めて、日本遺産に関する情報を広報、ホームページ、シンポジウムなどを通じて発信し、小樽商科大学やシリアル型で取り組みを行っている関連するNPO団体の取り組みとも連携しながら、小樽の日本遺産認定に向けた取り組みをアピールしていくと。そういうことによって市民の共通認識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○齊藤委員

次に、目標年度の件ですが、地域型の申請においては、補助金が入っていますけれども、歴史文化基本構想の策定が前提ですので、平成30年度にそういう歴史文化基本構想の策定ができるとして、最短でも31年度の申請になります。そうすると、30年度が逆にあいてくるので、シリアル型の申請もあり得るというふうに、一応、答弁自体はそう思うのですが、他の自治体から構成団体として参加が求められた場合はというような答弁の言い方だったのですが、少し消極的なのではないかと。もう少し主体的というか、積極的な答弁というか、取り組み方が求められているのではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

シリアル型について、もっと積極的ということではありますが、シリアル型とは言いましても、対象となるものは、ある程度決まってくるかと思しますので、ただ単に受け身ということではなく、相手方と積極的に接触しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○齊藤委員

ぜひ、積極的にやっていただきたい。

もう少し具体的に、必要な手続とか条件などの情報収集を行うと言っているのですけれども、必要な手続や条件というのは、現時点でどのような手続や条件が必要とされるのかなど。确实にはこれからの話でしょうけれども、今、想定されるものとして何かありますか。

○（産業港湾）中崎主幹

必要な手続や条件についてですが、来月、岡山県で開催される北前船寄港地フォーラムに参加して、北前船寄港地日本遺産登録推進協議会事務局関係者との懇談等を通じて確認してまいりたいと考えております。

正式には、その折に御案内いただけるというふうに思いますが、現時点では、少なくとも北前船に関連する文化財が存在すること、それからフォーラムを開催することなどが条件ではないかと考えております。

○齊藤委員

それで、そのフォーラムなのですけれども、私は代表質問で、フォーラム開催地に手を上げるべきだということをご提案したのですが、まず手を上げますよということでもいいのですねという確認と、それと、相手方の御意向を確認の上、構成文化財が存在する自治体に追加いただけるように積極的に対応してまいりたいという、微妙なわかりづらい答弁があったのですが、構成文化財が存在する自治体に追加いただけるように、というところなのですが、これは、いわゆるシリアル型の認定を申請するということと、どういう関係にあるのか。こういう言い方というのは、実際、シリアル型の認定申請とは別物なのか、その前提条件なのか何なのか。どういう関係にあるかということについてお聞かせください。

それから、また時期ですね、要するに、シリアル型の認定申請の時期と、それから相手方の御意向を確認の上、構成文化財が存在する自治体に追加いただけるように、というその時期とどういう関係になるのかを詳しく説明いただきたい。

○（産業港湾）中崎主幹

まず、フォーラム開催地として名乗りを上げるべきということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、これから確認させていただきますけれども、既に認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」、こちらに追加で認定されるためには、結果的にフォーラム開催地の候補となるものであるというふうに考えております。やるということが前提というふうに思っております。

それから、また、構成文化財が存在する自治体に追加ということにつきましては、日本遺産認定の、今回は変更申請という形になります。当初申請ではございませんので。そういう場合には、申請者の追加という形になるのですけれども、その変更理由は、あくまでも構成文化財の追加ということになるものですから、文化財の追加が主体となっているということであります。

例えば、本市であれば、運河沿いにある北前船船主が建てた倉庫や、市内の寺社に存在する船山等が、文化財として追加の対象になるかなというふうに認識しております。それが追加されるということになれば、小樽市も申請者として追加されるという形になるのかというふうに思っております。

ですから、シリアル型の申請と別物かということですが、シリアル型での新規の申請ということではなく、既に認定されたものの追加の申請という形になるかと思います。

時期としては、これは事務局と打ち合わせをしなければなりません、できれば平成30年度に可能であれば向けていきたいというふうに考えております。

○齊藤委員

ということは、構成文化財が存在する自治体に追加してもらおうということが、実質的には、シリアル型の申請とほぼ同義というか、シリアル型で認定を申請するということは、言い直せば、構成文化財が存在する自治体に追加

してもらおうと、ややこしい言い方ですけども、そういう意味という理解でよろしいのでしょうか。

○(産業港湾) 中崎主幹

そのように理解しております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 22 分

再開 午後 2 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○酒井(隆行) 委員

◎市政運営について

それでは、昨日に引き続き、副市長に質問をさせていただきたいと思いますが、きょうの質問の仕方としては、副市長就任前あるいは就任後に取材を受けた新聞ですとか、それから雑誌の記事をもとに、当時の所感をもとに、現在はどのようなふうになっているのかという質問の仕方をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、副市長をなぜ引き受けたのかという、これはある新聞の記事でありました。

その中で、副市長は、小樽全体がぎくしゃくしているのを感じていると。改善には市役所の安定が一番だと思っているというふうには述べておりました。現在はどのような所感をお持ちなのか、お答えいただきたいと思います。

○副市長

私が着任した当時と今を比べれば、議会の関係で言わせていただきますと、当時は、やはりこれまでの議会の進め方と、市長になってからの議会の進め方と、大幅にやはりそれぞれの意識の違いがあったのではないかと。それで、意見の対立を見ながら、どうやって議会を円滑に進めていけるか、この 1 年間かけて、議長、副議長を中心に話を進めてきました。

さまざまいろいろなことがありながらも、議会については、ある程度、以前よりはスムーズに進められるようになったのではないかと考えておりますし、また、市役所の中の職員も、当時から比べれば少し落ちついて仕事ができるようになっているのではないかとというふうに私自身は感じております。

○酒井(隆行) 委員

次に、同じ新聞の記事であります。

「積極的に外に出て、市長の意向を説いて歩いていく」と述べられておりました。

これは、この取り組みについては、これまでどうだったのか。それから、現在はどのように思っているのか。これについてお願いいたします。

○副市長

その点に関して言えば、私自身はもっともっとやはり外へ出て、いわゆる市政の考え方というものについて、経済界なり、あるいは議会なり、関係の方々に出て説明をしようという意気込みは、当時はありました。

しかし、今となってはこの 1 年を反省すると、昨日も答弁しましたがけれども、ほとんど内政に終始したといえます

か、外に出てそれを発信することが、私とすればできなかつたなど。これから、やはりもっともっと努力をしなければならぬというふうに、率直に思っています。

○酒井（隆行）委員

次に、これは平成27年6月の大規模な人事異動について。

これも、27年6月に大規模な人事異動があったことで、仕事の進め方が変わった市の職員が戸惑い、あるいは目標を失っている面があるというふうに所感を述べられておりました。

先ほども少し触れましたが、現在の副市長が感じる所感について、お願いいたします。

○副市長

それから年数が経過し、人事が入れかわって、やはり当初は、相当のこれまでの人事の流れというものと、多分、大幅に変わったのだらうなというふうに感じました。職員もそれに戸惑っているのではないかというふうに、率直に当時は思いました。

現在は、それから見れば、相当落ちついて、それぞれの職務に自覚を持って職務を進めているように、今のところは感じております。

○酒井（隆行）委員

次に、定例会ごとに空転する議会との関係の改善についてということで、これも同じ新聞記事の中にありました。

これについて、当時の副市長、就任前ですが、「案を決めてから伝えるのではなく、決める過程で早め早めに状況を伝え、各会派の考えを吸い上げるのが大切だ」と所感を述べられておりました。

現在は、どのようにその所感をお持ちでしょうか。

○副市長

それも、私の大きな課題の一つでありましたし、ぜひそのように進めたいなというふうには思っておりました。ただ、なかなかそういう機会も進んでいなかった。

ただ、除雪問題で、建設常任委員会の前に勉強会といいますか、そういう機会を設けて、事前に説明するということが一つ今までなかったことへの取り組みを、議員の御協力をいただきながら少しできているのかなど。

それ以外に、なるべく職員には事前に早目早目に情報を提供しながら、議員方に各常任委員会への報告事項でありますとか、その他何か変わったことがあれば、できるだけ議員に事前に報告をとという指示はしておりますけれども、その件に関して言えば、私自身のことで言えば、まだまだ不十分で、これからもっとやらなくてはならないなというふうに私自身は思っています。

○酒井（隆行）委員

次に、昨年の2月2日の新聞記事です。副市長就任の記者会見の中で、御挨拶の中で、副市長が述べられていたことなのですが、市議会との関係については、必ずしも森井市政と、それから議会本来の関係ではないというふうに述べられておりました。

現在はどのようにお思いでしょうか。

○副市長

当時から比べれば、市政の考え方に関して市長の所感を述べ、それについて議会で議論をするという、本来の提案し、議論し、議決していくという本来の議会の運営ということ言えば、当時から比べれば相当議論が、とりわけ今回の議会は、相当政策の議論も少しできるようになったし、我々自身の事務局サイドの答弁も、どちらかと言うと前から見れば、考え方をきちんと説明できるようになってきているのではないかというふうに、今は感じております。

○酒井（隆行）委員

それでは、同じ就任の記者会見の中で、「将来の小樽をどうしていくのかという議論ができるようにしたい」と。

今も少しそこに触れられましたが、「将来の小樽をどうしていくのかという議論ができるようにしたい」と。「できるだけ市長の考えを引き出し、議会に情報提供していきたい」というふうに述べられておりました。

これについてはどうでしょうか。

○副市長

それも、これまでも少し述べてきましたけれども、やはり今回、総合計画がちょうどスタートした、それに対しての議論の取っかかりができてきた。さらに、日本遺産登録に向けた政策でありますとか、少し将来の小樽に向かって、こういう小樽にしたいという、そういう議論も少しずつではありますけれども、議会の中で議論し始めた。ぜひ、この方向で、今後とも議会の場で市政について市長の考え方を前面に出しながら、多くの議論ができればありがたいなど。

そういう意味で言えば、まだまだ本当に取っかかりができて、少しできるようになってきたかなど。これから本格的にそのように進めたいというふうに感じております。

○酒井（隆行）委員

それでは、市政運営について最後の質問になります。

これは就任後のある雑誌の取材で述べられていたかと思えます。

就任後、まずは市役所を立て直すことが第一だというふうに考えているというふうに述べられておりました。

現在はどうでしょうか。

○副市長

市役所を立て直すというのは、主に職員のことでございまして、やはり大幅な人事の変換ということで、職員がなかなか落ちついて職務に専念できない。いろいろなことがふくそうしたのだらうと思えますけれども、それから見れば、今は先ほど言ったように、職員もそれぞれの職に、自分の職責を全うするという方向性というか、それぞれ自覚を少しずつ持ってきているのではないかというふうに思いますし、これからやはり行政の指揮監督の責任者として、日々いいサジェスションができるように副市長として努力をしながら、職員の進むべき方向をできるだけ単純にわかりやすく、そういう指導をしていきたいというふうに思っています。

○酒井（隆行）委員

副市長就任に関して、いろいろ雑誌ですとか、あるいは新聞などで報道されておりました。それも、私も目にしましたし、自民党でも注目して見てきたわけであります。

正直申し上げますと、我々自民党としては、就任に当たっては相当期待しておりました、正直。何とかいい方向になるのではないかという期待を込めて、我々自民党は同意をさせていただいたわけでありますが、るる副市長からお話がありましたけれども、この委員会の中でもありましたように、議会事務局の人事の件などでも、少し我々としては信じられないような答弁がまだまだ数多くあるかなというふうに、私個人的には思っております。

信頼関係も、なかなかこのやりとりですぐ回復するものではないというふうに、きょう、今、この時点で、私は判断しましたので、きょう、これ以上は行いませんが、ぜひとも我々議会議員もそうですし、それから職員の皆さん、それから小樽市民の皆様の期待を裏切ることのないよう、今後取り組んでいただきたいと思えます。

○中村（吉宏）委員

◎人口減少と経済対策について

今、我が党の酒井隆行委員から副市長にいろいろな質問をさせていただいた中で、市長が政策議論をしたいのだということで、いろいろな政策に関する質問をぶつけてまいりましたが、少し厳しい言い方をさせていただきますと、およそ建設的、プラスの方向にはない、そういう市政の状況があるので、こうして質問しながら、本当に将来の小樽市を見据えたときに、もうはらはらしているというのが率直な感想であります。

それを踏まえながらも、きょうもしっかりと政策に関する質問をさせていただきます。

これまでの議論で少し漏れたところの質問ですが、人口減少と経済対策についてであります。これは小樽商工会議所の要望に対する回答の中で、基本目標Ⅱのところ、「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」というところで、いろいろ記載されている中で、産業政策を含む総合戦略、これを具体的にするために、新たに地区別、中部、北部、東南部という回答をされております。

それぞれの地区についての、どういう産業政策を具体的にしているのかという、これも代表質問での質問なのですけれども、それについては、北部では自然体験学習、スポーツ合宿等の受け入れ促進、教育旅行の誘致促進。中部では、リノベーションシティの推進として、歴史的建造物の観光資源化、働く場の創出と世代間交流の推進として、まちなかでの働く場の創出。東南部地区では、銭函地区の利便性向上として、住宅等の形成促進というのが並んでいるのですけれども、これは産業政策として具体化ということについて、何ら具体化されていないと思うのです。これによって、どういうふうに産業が向上・振興していくのか。各地域別にいろいろなことが書いていますけれども、もう少し詳しく説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

総合戦略の地区別のところのお話かと思えます。

まず、地区別のところでございますけれども、ことしの3月の改定で地区別の記載を追加させていただいたところでございます。

ここの部分につきましては、総合戦略をより具体的なものとするための政策議論を深めるために、追加させていただいたところになってございます。

あと、地区別の具体的にというお話でしたが、まず、形になっていない部分も確かにあるのですけれども、例えば北西部地区の関係ですと、自然体験学習やスポーツ合宿等の受け入れ促進、教育旅行の誘致促進の部分です。こういった部分で、商工会議所からも要望をいただいているのは、わかっているというか存じているところなのですが、想定といたしまして、旧祝津小学校を活用したいというのはイメージとして想定しているところなのですけれども、学校跡利用の検討状況の部分もございますので、少しその方向を待ってからになるのかなということで、非常に申しわけございませんが、現時点でお示しし得る計画はないものとなってございます。

あと、中部地区に関しましては、リノベーションシティということで、現在、地方創生関係の交付金を使って、事業をやらせていただいている部分があるのですけれども、そちらについて御説明をさせていただきたいと思えます。

今年度、旧寿原邸の屋根などの改修を行わせていただきまして、その後、旧寿原邸のリノベーションまちづくりの拠点とすべくリノベーション学校、こちらの開校の準備等を行って、今後、卒業生などが出てきた場合に、市内の空き家になっているような古民家ですとか、そういった部分の改修をすることによって、空き家バンクへの登録ですとか、そういった部分につながるのかなと、その利活用に道が開かれるのかなと。

それと、旧寿原邸の部分、一部お試し移住施設として活用することによって、小樽に移住を希望される方にお試しで住んでいただいて、その結果、移住者の増加が見込めるのかなということで、想定しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、御答弁いただいた中で、産業振興といいますが、産業が活性化されるとか、そういうイメージはないのです。

市が、交付金を受けた施策をしますということはわかりましたが、このリノベーションによって、どういう市内の業界に、どういう波及効果が及んでいくのか。あるいは、北西部の件も、恐らくこれは旧祝津小学校跡利用で、これは商工会議所や会議所の青年部の方たちが、企画を出して一生懸命やっという感じだと思いますけれども、これがあたかも小樽市が何かをやったよという話ではないと思うのです。

市内の産業の政策として、本当にやる気があるのでしょうかというような感想なのですけれども、具体的にということ、例えばですよ、旧祝津小学校の跡利用として、そういう教育施設関連ということを考えるのであれば、宿泊可能な教育施設に転向を促す、あるいは、そういう企業に絞っての企業誘致をしてくる、これをいつまでにやる。あるいは、中部であれば、リノベーションというのでありましたら、そういった業者との連携をどうするのかとか、もう少し具体的な施策のビジョンなり、方法なり、そういったものが示されるべきだと思うのですよ、この質問に対しては。一切そういうのがないというのはいかがなものかと思うのですけれども、もし、そういうことをきちんと具体的にイメージされているのであれば、もう一度御答弁ください。

○総務部長

今回、この総合戦略の中で、地区別の施策の体系を示してございますけれども、今、委員からおっしゃられていることはもっともだと思います。実は我々がこれを入れた一つの考え方としましては、いわゆる施策の体系をこういう形で基本的な枠組みとして入れることで、議論をもっと深めて、その中で具体的なものをもっと出していけるようにという、そういった題材と言ったらいいのでしょうか。そういった形で、この施策の体系というのを示しておりますので、委員から言われているのは、もっと具体的に個別のものを盛り込むべきだろうというお話だと思うのですけれども。

(「違う」と呼ぶ者あり)

それで、我々としては、実は今お話したように、そういったそれぞれの議論をしていただくための一つの枠組みというものを盛り込んだという考えでつくっておりますので、そういった意味でいいますと、今、言われておりますように、具体的に何かが入っている、項目として幾つかのものが入っているという状態にはなっていないということでございます。

○中村(吉宏)委員

具体的なものは含まれていないと。

でね、今、これが議論の材料になるものだという総務部長のお答えですけれども、総合戦略は、そもそもこの地方創生の社会に当たって、小樽市としてどういう方針をとっていくのかということだと思うのです。

ましてや、産業戦略、産業政策ということであれば、これを具体的に実行することによって、業者も含め、市民の皆さんにどういう好影響が及ぶのか、波及効果が及ぶのか。また、それがKPIの指標になったり、見えるものになったりということだと思うのですけれども、全くそういう発想でつくられていないということなのですか。

○総務部長

今、お話したように、我々としては、あくまでもこれを題材にして、これから議論することによってということ考えてございますし、また、実はここに乘せているものは全てのものだというふうには考えてございませんで、当然、各部の中でいろいろなことはストックしているものを持っているというふうには思っているのですけれども、そういった中で、今、委員からおっしゃられているように、全てのもが入っていて、そこでKPIから何から全てのもを、それを題材にして考えていくというような形というのも、一つの捉え方だとは思っているのですけれども、先ほど来、お話ししておりますとおり、一定の材料になるような枠組みのものを乗せておいて、そこで皆さんで議論をしながら、これからそういったいろいろなものを追加していこうということによって考えてございますので、そういった意味でのつくりですので、根本的な捉え方がそもそも少し違うのかなというふうには考えてございます。

○中村(吉宏)委員

それでは、この総合戦略のこの冊子の中に、そのどこに皆さんで議論しましょうということが書いているのか、総合戦略とは何なのかということが多分書いていると思うのですけれども、どこに書いているのか。

それから、皆さんでというのは、誰がその議論をするべき枠に入ってくるのかお示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室長

総合戦略の改定に当たりましては、市が設置しております官民の人口対策会議におきまして、いろいろな意見をいただきながら改定してきたという経過がございますので、もちろん産業政策についてはこれで十分ということは考えてございませんので、また、人口対策会議での御意見ですとか、あとは担当部とも協議しながら、追加できる事業がありましたら追加していきたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

質問には、ずばり答えてはいただいている。質問の回答にはなっておりません。どこに書いているのかということを含めて答えは返ってきていませんが。

だから、こういうことなのです。何か政策議論をしようというお話をして、細かく詰めていくと全然答えられない。これで議論なんてできるわけないではないですか。

これに関連して、今回、非常に小樽の経済をどう伸ばしていくのかという、非常に重要な議論を、私なりに一生懸命考えて質問させていただいているのですが、返ってくる答えがそういう状況で、少しせつないものがありますけれども、もう一個質問させていただきますが、今、観光を軸にというね、この同じテーマで観光を軸に産業を伸ばしていくんだという中で、あと、小樽の企業は観光産業が中心で、あとは一次産品などもどんどんPRをしてというお話のようですけれども、ただ、中小企業の皆さんの活性化だったりというところを考えると、必ずしも交流人口を当てにした産業だけが問題になるものではないと思うのです。

もちろん観光客の方が市内消費をしてくれるというのも、重要な経済効果が上がる要素ではありますが、小樽というのは、実は非常に昔から物づくりの盛んなまちでありまして、こういった企業などももっとクローズアップするべきだろうと思うのです。まして、小樽から外に物を出していく。そういった発想というものも必要だと思います。

そういう意味で、市内には家具とかクラフト、それから金属加工等のいろいろな業者がある中で、こういった業者もあわせて、小樽の経済発展のためにここを施策打っていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、こういった方向性に向けては、何か施策の打ち出しというのはないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今の御質問ありましたとおり、本市には多くの事業所がございますけれども、そういった中で特徴的なところとしては、特に歴史的な経緯、こういったものもございますことから、機械金属などの製造業、これが多く集積しているというふうに考えてございます。

そういったところから、私どもとしましては、これまで企業の技術、製品、こういったものをPRするツールの作成でございますとか、あるいは新技術・新製品を開発する際の支援、あるいは設備投資の支援、それから北海道最大の商談展示会を業界との連携のもと出展するなど、取り組みを進めているというところがございますけれども、今後ともどのような取り組みが効果的であるのか検討しながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろな施策対応があるのがわかりました。もっとそういうものもアピールしていくことで、市内のそういった企業をアピールしながら、そういう施策もあるよというのをアピールすると、ある意味、企業誘致にも関連してつながっていくのではないかなと、今、お話を伺いながら、少し発想しているのです。

やはり、市内の製造業の関連業者が小樽市内に移り住んできて、同業種、あるいは関連業種の物づくりをこのまちでやってくれるという、そういう発想もありなのかなと。

そういった意味で、いろいろな経済効果を狙った施策というのは、今後も展開可能だと思うので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それと、本当にこの総合戦略の産業振興等の中身を見ていると、散らかっているというか、分裂しているとか、そういう印象を私は受けるのですけれども、観光を軸だと言って、そういった産業を伸ばしていくんだと、そういう流れの中に、この間、産業港湾部からもお示しがありました、IT 関連企業等の補助制度というのがポコンと出てきて、どういう脈絡があるのかなと思うのですけれども、この辺は、観光を軸にしなごうと、いろいろなものを盛り込んできて、これが産業政策ですと言っているのですけれども、少し整頓して説明してもらえますか。

○（産業港湾）富樫主幹

IT 関連企業の関連で、御説明申し上げます。

IT 関連企業というのは、例えば、デジタルコンテンツの事業であったりとか、システムインテグレーション事業であったりとか、アプリケーションサービスプロバイダー事業であったり、WEB デザイン業であったりとか、非常に幅広の分野にわたっているところがございます。

その分野においても、例えば農水産業にかかわるものもございませし、例えば、製造業の効率化につながるような技術もございませ。

また、そういったサービスの向上。観光を含めたサービスの向上につながるような分野のものもございませますので、今回、IT 関連企業等誘致促進補助金というものを、創設させていただいたところございませ。

○中村（吉宏）委員

私も質問の説明が若干ばらばらなのですけれども、何でばらばらになるかというところ、やはり整合性というところ、そういうものがこの紙面を見ていく中でもなかなかとりにくい。

IT 関連企業等の補助制度、これは誘致に関連してのことだと思ふのですけれども、少し一歩突っ込んだ質問をさせていただきますが、コールセンターなどを一つ想定してというお話があったかと思ふます。

コールセンターの事業は、今、札幌でもずっと前から誘致あるいは開業されている企業もありますし、そういう中で、なかなか人材の獲得が難しい業種の一つでもあろうかというところの情報もつかんでいる中で、例えば、コールセンターを一つ想定されるとすれば、小樽市における、そういう求職者の状況というのを、分析などはされていらっしゃるのか、お答えください。

○（産業港湾）富樫主幹

この IT 関連企業等誘致促進補助金の創設に当たっては、先行自治体や、あるいは、IT 関連企業側のヒアリングを中心に設計をしているものでございませ、いわゆる委員の御指摘にございませた人材不足、IT 関連の企業も人材不足という部分は認識してございませけれども、こういった求人側のニーズについては調査していないものでございませ。

○中村（吉宏）委員

先ほど、高橋龍委員からもいろいろな質問があつて、企業誘致をしても、その人材のミスマッチ、アンマッチが起こるのではないかと、そういうお話もあつた。でも、しっかりとこういうところを調査して企業に誘致をかけないと、せっかく来てくれる企業があつて、設備投資もしましたと。小樽市民を一定の割合採用してくださいといった中で、小樽で採用しようと思つたけど、できないというようなノーマッチみたいな状況も発生すると思ふのです。

こういう状況を踏まえて、今後どうしていくのかというところもお示しいただければと思ふます。

○（産業港湾）富樫主幹

コールセンターやデータセンターにつきましては、市内における雇用創出効果、いわゆる雇用の量の部分なのですけれども、そういったものが高いことから誘致業種というふうにしていただいたという経緯がござい

ます。

一方で、繰り返しになりますが、先ほど来からありますとおり、コールセンターにつきましては、非常に労働条件が過酷なものですから、なかなか企業側が従業員を確保できないという、そういう現状があるというふうに認識しているところでございます。

I T 関連企業の誘致が具体化する過程において、その辺の人材確保のための支援が何らか必要になるというふうに認識してございますので、誘致に当たってはこの辺のケアというか、サポートを遺漏なきようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今、いろいろありましたが、例えば、一般事務職の有効求人倍率が0.27とかそういう数字であるのに反して、いろいろ情報処理のところは1.52だったり、こういうところをしっかりと見ながら進めていただきたいと思いません。

だから、データセンターなどは逆に需要があるので、労働者側から、こういうものも進めていただきたいと思えます。

最後、1点、教育の質問を用意していたのですが、これはまとめて質問させていただきます。

小樽市に、今、高校生、大学生などを対象にしている留学に対する支援などの制度があるのか。

それから、今、国がトビタテ！留学 J A P A N、これは2014年から手がけているようですが、こういった施策を展開している中で、こういったものに取り組みながら、大学生、高校生に限らず、中学生や専門学校生も対象になっていくということでありませう。

こうしたものの普及啓発など、あるいは留学を促していくような取り組みをしていただきたいと思えますが、御見解を伺えればと思えます。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

私からは、その留学を促進する制度があるかないかという部分でお答えさせていただきます。

委員がおっしゃったトビタテ！留学 J A P A N、これにつきましては、公立高校においては道教委から、それから私立高校においては道から文書が通知されるということございまして、教育委員会には、文書が届いていないということで、大変申しわけございませんが、詳細については承知していないところであります。

現在、私どものほうでは、そのような制度はございません。

そのトビタテ！留学 J A P A N につきましては、内容としては、全ての日本の若者が海外留学にみずから一歩踏み出す機運を醸成することということで、文部科学省が留学促進キャンペーンとして始めたということで、官民共同で、将来世界で活躍するグローバル人材を育成するものと聞いてございます。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

2点目の普及啓発に関する部分についてでございますが、教育委員会では、皆様御承知のとおり、小樽イングリッシュキャンプですとか、小学校英語教育推進事業、また、A L T 6 名を全ての中学校へ隔週で派遣して英語教育の充実を図るなど、観光都市小樽のグローバル化を担う人材育成を目指して、早い段階から言語や異文化に対する興味・関心を高め、国際感覚を身につけられるように取り組んでいるところでございますが、このたび、文部科学省のトビタテ！留学 J A P A N という制度があることがわかりましたので、今後、道教委に話をお伺いしたり、市内の高等学校や小樽商大などと連携を図りながら、まずは本市として何ができるのかというあたりも含めまして、情報収集してまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

共産党に移します。

○新谷委員

◎介護保険について

それでは、介護保険についてお聞きします。

一般質問でもお聞きしましたがけれども、ことし 8 月から、一般区分のサービス利用料の区分 4 の月額上限が、3 万 7,200 円から 4 万 4,400 円に引き上げられて、区分 5 と同じ金額となります。

まず、区分 4 と 5 の方の収入について、年金収入で単身、夫婦世帯で幾らになるかお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

高額介護サービス費についての御質問ですが、区分 4 の市民税課税世帯につきましては、夫婦の世帯収入となると控除の関係もあり、お示しすることは難しいところですが、単身世帯で年金収入のみの場合ですと、152 万円を超える方となります。

区分 5 につきましては、世帯内に課税所得 145 万円以上の被保険者がいる場合であって、夫婦世帯の場合、世帯年収で 520 万円以上、単身世帯の場合は 383 万円以上となっております。

○新谷委員

今、お聞きしましたけれども、区分 4 は市民税課税均等割 152 万円、それから 1 円でも多くなると、上限が 4 万 4,400 円になるわけです。

収入が区分 5 と大きく違うのに、負担が大変大きくなるわけですが、国がこの方々の負担を上げていくということですがけれども、これは問題ではないでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

国の施策に対してのお話はできませんが、ことし 8 月からの施行以降の状況を注視してまいりたいと思います。

○新谷委員

それでは、次に総合事業について伺います。

通所介護の事業所の経営が厳しいという声を紹介しました。資料を出していただきました。

それで、ことし 4 月の給付費用実績の 1 件当たりの単価と、2016 年 3 月時点での予防給付の単価の比較をお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

総合事業に移行いたしました通所介護サービスの 4 月利用分の費用実績は、2,561 万 1,787 円であり、1 件当たり約 2 万 5,800 円です。

また、3 月利用分の予防給付、これは総合事業に移行されていなかった部分についてですが、1 件当たり約 2 万 8,900 円となっております。

○新谷委員

今、お聞きしたように、予防給付は全て 4 月から総合事業に移ったわけですがけれども、単価が下がっております。3,000 円以上下がっているのですけれども、これではやはり経営を心配するのはもっともなことです。

本会議では、介護事業所との懇談会を求めたのですが、連絡会等、年に何回か懇談を行っているということでしたけれども、連絡会というのは訪問介護のほうで、通所介護事業者は入っていないのではないのでしょうか。

○（医療保険）主幹

連絡会との懇談ということでありましてけれども、市内には介護サービスの事業所で構成する各種の協議会がございます。その協議会の総会ですとか、各種会合に参加した場合に、その関係者から意見等をお聞きする機会がご

ございます。

また、通所介護事業所では行っていないのではないかとのことなのですが、通所介護事業所における意見等につきましては、地域密着型のサービス事業所については、地域に開かれた介護サービスを展開してサービスの質を確保する目的で、運営推進会議というのをそれぞれ事業所に設置することになっております。この会議に参加した際に、事業所の運営に関するさまざまな運営に関する事項とか意見とかというのを積極的に伺っているところでもあります。

ちなみに、去年は14事業所。グループホーム7カ所、地域密着型通所介護事業所で5カ所、認知症対応型通所介護事業所で1カ所、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所が1カ所ということで参加させていただいております。

なお、地域密着型通所介護事業所は、平成28年4月1日から道から権限が委譲されたばかりでありまして、まだまだ、確かに委員がおっしゃるように、デイサービスの団体との連携といいますか、話し合いがなかなかできていないというのが事実であります。

ただ、通所介護につきましては、居宅サービスの中でも利用者が多いサービスでありますので、今後は総合事業を含む通所介護サービスの質の向上のためにも、事業所、そして関係団体と一層連携を密にしていかなければならないというふうには考えております。

○新谷委員

今、前向きな答弁をいただきましたけれども、やはり介護事業所、通所介護です。現場を見てほしい、話も聞いてほしいと、市との懇談を望んでいるわけですから、この点で、今、御答弁があったように、頑張ってやっていていただきたいと思います。

それで、第7次介護保険計画に総合事業が位置づけられると思いますけれども、改めてどのようにその事業所の意見要望を反映させていくのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

第7期介護保険事業計画の中で、居宅介護事業所アンケート調査や介護サービス事業所アンケート調査を行ってまいりますので、その中で意見を吸い上げ、次期計画に反映させてまいりたいと考えております。

○新谷委員

次に、厚生労働省のアンケートについて、2,000人に用紙を送ったと言いますが、この人数はどのように決めたものですか。厚生労働省が決めたものですか。

○（医療保険）介護保険課長

厚生労働省による実施の手引きにより算定しましたが、実際の数は厚生労働省で決めたものではございません。

○委員長

どのように決めたのかについてはお答えできますか。

○（医療保険）介護保険課長

厚生労働省による実施の手引きにより、対象者となる方全員にアンケート調査を行った場合との誤差が大よそ5%となるように、調査数を小樽市に当てはめたときに導かれる数が約2,000件となり、そのように決定しております。

○新谷委員

それで、要支援1、2とそれ以外の方が対象と言いますが、要支援とそれ以外にそれぞれ何人に送ったのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

要支援1の方は105人。要支援2の方は99人。未認定の方については1,796人となっております。

○新谷委員

要支援 1、2 は少ないのではないかなというふうに思いますけれども、それと、2017年 3 月末の65歳以上は 4 万 6,042人おります。

これから介護予防、重症化予防というなら、2,000人というのは少なかつたのではないかなと思いますが、この結果は厚生労働省に一括にまとめられて、地域包括ケア「見える化」システムに一元化されるということですのでけれども、今後、小樽市の第 7 期介護保険計画に、どのように活用していくのでしょうか。

それと、介護予防重点化に力点を置くのであれば、具体的な施策として、どのようなことを考えているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

調査結果を小樽市にて集計しまして、厚生労働省の「見える化」システムに登録いたします。

全国の自治体においても同様の調査を行っていることから、それによりましてデータが集約され、分析可能となり、ほかの地域や圏域との比較もできるようになることから、小樽市や小樽市内の圏域の状況が客観的、相対的にわかるようになります。

また、課題を見つれたり、その対応をしたりといったことも可能になるのではないかと考えております。

具体的な施策につきましては、今後、データの分析結果と、現在ある社会資源を生かして、効果的な施策はどのようなことか考えてまいりたいと思います。

○新谷委員

今後、考えていくということで、まだ具体的にはなっておりませんが、この介護予防重点化の施策は、保険料にどのような影響を与えるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

具体的な施策は今後考えていくこととなりますので、保険料への影響はお答えできませんが、長期的に見て、給付額が抑制されるようなことになれば、保険料軽減の一つの要素になり得ると考えております。

○新谷委員

それでは、介護保険事業特別会計での財政誘導についてですけれども、政府は自立支援、重度化予防で成果を上げた自治体には財政支援をする。できなければ、調整交付金を減らすとっております。調整交付金確保のために、要介護認定を厳しくするとか、現在の要介護認定者を軽くするという、そういうことはありませんね。念のためにお聞きします。

○（医療保険）介護保険課長

意図的に行うことはございません。

○新谷委員

そうですね。当然そうだと思いますけれども、こういうこととは別に、介護予防というのは大事なことだと思います。

私は、介護予防の体操教室をふやすように求めてきました。教室もふやされたということですが、現在の教室数と、それから小樽市が現在介護予防で行っている事業、今後実施したいと考えている事業。先ほどは、これから考えるということもありましたけれども、どのような事業を考えているのか伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

当市で実施している介護予防教室である地域版介護予防教室は現在21教室あり、介護予防で行っている事業といたしましては、介護予防サポーター養成講座、シニア体づくり教室、高齢者栄養改善講座、介護予防や認知症予防に関する市民講演会の開催などがございます。

また、実施したいと考えている事業ということでございましたが、地域包括ケアを推進させるために、地域全体

で高齢者を支える仕組みづくりをますます強化していく必要があることから、それに寄与するような事業を行ってまいりたいと思います。

○新谷委員

地域包括ケアと一口に言っても、本当にさまざまな問題、課題がありまして、これにはやはり多くの人の意見を取り入れてやっていっていただきたいと思います。

それで、問題は担い手です。この担い手不足をどのように解決していくのか、育成していくのか。その点はいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、どのような人材が不足しているのか。また、地域に不足しているサービスは何かなど、ニーズを把握することから行っていかなくてはならないと考えておりますが、地域包括ケアの一環であります生活支援体制整備などの中で、担い手の養成を行っていくように努めてまいります。

○新谷委員

それでは、次に、同じ介護予防について、政府は交流サロンなども考えているようですが、これは市民からもぜひ実現してほしいという要望を受けたのですけれども、都通りです。高齢者が通りのベンチに腰かけているけれども、話をしたい人が本当に多いと。小樽市が空き店舗を借り上げて、交流できる場をつくってほしい。

設備は、学校統廃合は余り賛成ではありませんけれども、例えば廃校になったところの子供たちの椅子だとか、机だとか、そういうのを使ってもいいし、本当にお金をかけないで交流できる、そういうものをつくってほしいという要望があったのですが、こうした市民の提案を検討すべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

都通りではございませんが、身寄りの形として、サンモール一番街商店街に認知症カフェが開設されたということもあることなどから、今後、事業所に対し、市民から多様な通いの場の一つとして、交流できる場をつくってほしい旨の提言があったことを投げかけ、また、市として後押ししていくことはできるのではないかと考えております。

○新谷委員

今、サンモールにそういう施設があるということなのですから、これはお金が結構かかるのです。ですから、余りお金をかけないで交流する場ということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

再度、いかがでしょうか。

○医療保険部長

空き店舗を借りるにしても家賃がかかりますので、そういうのも含めて、産業港湾部の担当ともいろいろ話をし、可能性については探りたいと思いますが、すぐにできるという断言まではできないと思っています。まず、検討はしてみたいとは思っています。

○新谷委員

ぜひ、検討をよろしくお願いします。

◎国民健康保険の都道府県化について

それでは、次に、国民健康保険の都道府県化について伺います。

来年度からの国民健康保険料については、上昇率 2% 以内で激変緩和措置をとるということですが、北海道はこれまで 2.5 回の仮算定を行っています。

小樽市の一人当たりの保険料は、1 回目の仮算定と比べ、どう変わったのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険財政の都道府県化に当たって、北海道が行っている納付金の仮算定で、第 1 回と第 2.5 回で小樽市の一人当たりの保険料がどう変わったかということでしたけれども、第 1 回の仮算定時には、9 万 3,942 円。第 2.5 回の仮算定時に、10 万 2,456 円ということで、比較すると 8,514 円保険料が上がる結果となっております。

なお、1 回目との比較で保険料が上がった理由ですけれども、1 回目については、保険料が上がる市町村への激変緩和を想定していなかったこと。

第 2.5 回では、2%を超える枠で激変緩和の算定を行ったという影響が大きいということになります。

○新谷委員

2.5 回の仮算定の保険料なのですけれども、北海道が示す基礎控除後の所得 200 万円、夫婦二人の場合の保険料は幾らで、また、北海道の収納必要額による保険料と比べ、小樽市の保険料は高いのか低いのか、金額についてお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

まず、北海道のモデル世帯の保険料ですけれども、小樽市の標準保険料率というもので算定した額は、年間 33 万 8,600 円となっております。

あと、北海道の必要額による算定保険料ですけれども、38 万 3,600 円ということで、4 万 5,000 円低いという計算になっております。

○新谷委員

これは平成 27 年度で計算したものだと思うのですがすけれども、29 年度の小樽市の国民健康保険料と比べたらどうなるのでしょうか。同じモデル世帯で。

○（医療保険）国保年金課長

同じモデル世帯で、平成 29 年度の本市の保険料率で国保料を計算しますと、49 万 6,000 円というふうになりまして、本市の標準保険料率による算定額と比べると、小樽市の保険料のほうが約 15 万 7,000 円高くなるということになります。

○新谷委員

それで、最終的なこの保険料というのは、来年 1 月に北海道から納付金が示されるということですがすけれども、基礎になるこの算定は、平成 27 年度のものによるものですか。それとも、28 年度にするのか。その辺はどうなのか。

○（医療保険）国保年金課長

今の仮算定は、平成 27 年度の数値を使っていますが、本算定では直近の 28 年度の数値を使うことになります。

○新谷委員

では、その平成 28 年度の保険料比較では、小樽の場合は幾ら安くなるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

今、行っている仮算定というものは、あくまでも北海道全体の納付金ですとか、激変緩和のイメージを整理して、市町村と北海道が議論するためのたたき台ということになっております。そのため、正確な納付金の算出を、今までは目的としてきておりません。

平成 28 年度の数値を使いまして、ことしの秋に改めて本算定を実施していくことになりますので、その際に正確な額の算出が初めて出てくるということになりますが、今の時点では、どれぐらいの保険料になるかというところまではわかっておりません。

○新谷委員

それでは、代表質問で、ことし 5 月の算定で 1 万 4,000 円下がるという答弁だったのですけれども、これはあくま

でも幾ら下がるかわからないと。上がるかもしれないと、そういうことになるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

1万4,000円下がるというのは、あくまでも仮算定の情報ですので、まだ今の時点でどうなるかはわからないということになります。

○新谷委員

小樽市の国保加入者の一人当たりの所得は、全道10市の中で一番低い。しかし、国保料の所得に占める割合は大変高いわけです。

保険料率の決定をこれまでどおり小樽市が行うので、所得の低い世帯の保険料が大きくならないように配慮していくという、こういう代表質問への答弁でしたけれども、その場合、その財源はどうするのでしょうか。

逆に、中所得者の保険料が高くなるということはないのですか。

○（医療保険）国保年金課長

財源はどうするのかということですが、納付金の総額が小樽市の場合減少する見込みということで、保険料は下げられると予想しているところでございます。そのため、新たな財源を用意することは想定しておりません。

所得の低い世帯の保険料が大きくならないようにする配慮ということで、応能割と応益割の比率がありまして、小樽市の規定では、今、57対43となっているのですけれども、北海道の保険料率で算定した場合には、若干低所得世帯の保険料が上昇するということが見込まれているところでございます。

そこで、保険料が高くならないような配慮ということで、現在の小樽市で設定している現行の賦課割合に近いところから、応益割分の配分を調整していくということで、低所得者ですとか、中所得者の保険料が高くならないような配慮をしていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

財源がよくわからないのですけれども、財源がなくて、低所得の方への配慮というのは、どういうふうにしてやるのか。もう一回説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

新たな財源をつくらなくても、現在、北海道から示されている納付金の試算の情報を確認する限りでは、小樽市が今支出している金額よりも、納めなければいけない納付金額のほうが少ないということで、保険料は全員ではないのですけれども、下げられる方向にあるということは確認されているということになります。

○新谷委員

今後5年間は、各自治体の料率で保険料が決められるわけですが、これが6年後の激変緩和措置が終わるとき、小樽市の国保料が高くなるのではないかとこの心配があります。

私たちの、共産党の代表質問に、今後も北海道の調整交付金は激変緩和が終了後も続くのかという質問に対して、「市町村に大きな影響が出ないように対応していく」、「何らかの対策が講じられるものと期待しております」という答弁でしたけれども、これは本当に期待しているのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

6年後、激変緩和措置が終了した際に、保険料が急上昇するような市町村があれば、状況を見ながら、被保険者の影響ができる限り少なくなるような見直しが行われるというふうに北海道は言っておりますので、その際は北海道と協議しながら進めていきたいと考えております。

○新谷委員

ほかの自治体は、国保料が高くならないように一般財源を繰り入れていますが、小樽市は行っておりません。では、基金積立金は、保険料軽減のために使えるのか。

それから、仮に来年度の国民健康保険事業特別会計が黒字になると、これまでどおり基金に積み立てできるのか。北海道に納めるということはないのか。

それと、国保料や一部負担金の減免は、これまでどおり小樽市の基準でできるのか。

また、国保料分納、資格証明書、短期保険証の発行、国保料の差し押さえです。これは反対ですけれども、これらは自治体の判断で行うことになるのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

私から 4 点のことをお話しさせていただきます。

まず、基金積立金は、保険料軽減のために使えるのかというお話でしたけれども、他都市でも行われている保険料を引き下げる目的の法定外繰り入れというものは、平成30年度以降解消が求められているところでございます。

国民健康保険の基金の積立金は、高額な医療費の発生で急に収支不足が発生した場合に、その財源に充てるなど、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために設置しているものでありますので、保険料の軽減に使うということは、安定的な国民健康保険財政の運営に支障を来すおそれがあるということで、適当ではないと考えております。

次に、これまでどおり基金に積み立てすることはできるのかということでしたけれども、黒字になったときには、これまでどおり基金に積み立てることはできます。

あと、北海道に黒字分を納めなくてもいいのかということでしたけれども、黒字になったからといって、北海道に納める必要はございません。

あと、最後に、国保料ですとか、一部負担金の減免申請は、これまでどおり小樽市の基準でできるのかということだったと思いますけれども、国民健康保険財政が都道府県化された後も、これまでどおり市町村が窓口となって、各市町村の基準で申請を受けるということになります。

ただ、今後、市町村が行う事務の効率化ですとか、標準化、広域化の取り組みが進められますので、場合によっては北海道のほうで事務を標準化するということも検討されることになっております。

○（医療保険）保険収納課長

委員から、資格証明書、短期保険証の発行、また差し押さえは、これは自治体の判断かということでもございましたけれども、現在、北海道において、北海道国民健康保険運営方針案の策定中であります。

この中で、収納率が低い市町村の収納率向上に資するように、収納事務の標準化を進めるという内容が盛り込まれてございます。

本市は一定レベルの高い収納率を維持しておりますが、道の収納事務の標準化の中身といたしまして、資格証明書、短期保険証の交付基準の作成ですとか、差し押さえを含む滞納処分の実施基準の作成などとされておりますので、北海道の動向を注視しているところでございます。

○新谷委員

あと、もう 1 点、クレジット納付のことです。

来年度からクレジット納付を始めると言いますが、大方の市民は 10 カ月の納付です。クレジット納付の場合のポイントと手数料の関係はどうなるのか。

また、10 カ月納付だと、手数料がとられて、実際の保険料に手数料を足した分、多く払わなければならないという不利益が出てくるのではないかと思います、いかがですか。

それと、小樽市の国保料は、7 割が法定減免を受けているという実態です。収入が低い人が多いのに、ポイントで得をするというような幻想を与えることはやめるべきではないのかと思いますが、この点について伺います。

○（医療保険）保険収納課長

まず、クレジット納付の場合も、期別ごとにカード決済をするという仕組みになっております。

また、納付される方にとって、クレジット決済手数料が納付金金額のおおむね 1 % 程度かかるというデメリット

があります。

一方で、契約する使用しているカードによっては、ポイントが獲得できるというメリットもございます。

そういった中で、確かに委員がおっしゃりますように、納付する方にとってメリットもありますし、デメリットもございます。そのような中で、実際にクレジット納付をするかどうかについては、納付される方の判断に委ねたいと考えております。

○新谷委員

今、お話を伺いましたけれども、今までどおり口座振替のほうが問題なく納付できるのではないかと思います。

先ほど、ポイントで得をするような幻想を与えることはやめてほしいと言いましたけれども、こういう点をやはりしっかり説明して、これには私たちは反対ですけれども、しっかり説明していただきたいということを言って終わります。

○小貫委員

◎中小企業振興基本条例の制定関係経費について

中小企業振興基本条例の制定関係経費について、お聞きいたします。

最初に、前提となる中小企業と地域経済との関係、これをどのように認識しているのかお答えください。

○（産業港湾）産業振興課長

本市の事業所は、その多くが中小企業でございますので、雇用の受け皿として市民生活の安定をもたらし、また、社会を支える基盤として、地域経済の中心的役割を担っているというふうに考えてございます。

○小貫委員

経済との関係がありましたけれども、行政との関係はどのように捉えているのか。

○（産業港湾）産業振興課長

もちろん経済活動をする中で、いろいろな税収という部分でも当然行政とは深くかかわりがあると考えてございます。

○小貫委員

今回、条例制定ということで、施策やビジョンとか、そういうことではなく条例なのですが、この意義をどのように捉えているか説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほども申し上げましたとおり、中小企業が地域にとって非常に重要な役割を果たしているということでございますので、改めて、皆さんで中小企業振興に取り組むという姿勢を示すということかと考えてございます。

○小貫委員

それで、この問題については、昨年の3月に商工会議所と中小企業家同友会から要望を受けているのですけれども、今回ここまで、予算化まで1年かかった理由について、説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

要望をいただいた後、条例に明るい大学教授を招いての勉強会、こういったものを開催したりですとか、さらには、条例制定に向けてどのように進めるかということ、を、会議所、それから同友会等と調整してまいったということが一つございます。

そういった経過の中で、その後、平成28年12月に、同友会と商工会議所、それから市によります条例制定準備会、こちらを設置してございまして、このたびの検討委員会についてのことでありますとか、スケジュール、それから条例制定後のあり方、こういった検討をこの間行ってきたということでございます。

○小貫委員

それで、検討委員会のその内容ですが、まず、検討委員会の組織について、事前に提出された資料にいろいろな方が載っていますけれども、それぞれ何名で組織していくのか、現状がわかったらお示してください。

○（産業港湾）産業振興課長

今、お話ありましたとおり、予算の際の資料としても、委員として学識経験者、経済団体関係者、中小企業関係者、金融機関の関係者、労働団体、それから公募により選出された市民という形にしてございますが、現在こういった考え方のもとで、どういうところに委員をお願いするかというところを検討しているところでございますので、まだ内訳の人数までについては、今の段階では御報告することができないということで、御理解いただきたいと思っております。

○小貫委員

その中で、中小企業の関係者というのは、いろいろな業種があるわけなのですけれども、業種別に何か組織するという形になるのでしょうか。それはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

市内の業種というのは、御存じのとおり非常に多岐にわたるものですから、その全てを網羅するという形にはできないのかなというふうには考えてございます。

ただ、この条例を制定するに向けては、本市の特徴的な業種、こういったところにつきましては、検討委員として参画いただくことを想定しているところでございます。

○小貫委員

それで、先例として挙げられる東京都墨田区では、実態調査を行った上でいろいろやっているのですけれども、この検討委員会の段階で、やはり実態調査をすると、そういうことは考えられないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほど申し上げました条例制定準備会、これは同友会と商工会議所と市で検討してきたわけですが、その中においても、実はそういった実態調査を先に行うという考え方もあったのですけれども、現状としては、まずはこの指針となる条例、この制定に向けて進めるというふうにしたところでございます。

○小貫委員

いや、それでも、やはり検討委員会の中の委員が、実態がどうなのかというのをきちんと把握することが必要だと考えますので、せめて、準備会の中で話し合ったというのですが、検討委員会の中でもう一度検討してみたいかがかなと思うのですけれども、これはいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在、あくまでも事務方の想定という部分なのですが、条例の制定を先行して進めるという中で、条例を制定した後には、その後の想定として、仮称でありますけれども、資料にもお示ししてございますが、中小企業振興会議というふうな設置を想定しているところでございます。

今段階では、まずは条例制定を指針として進める中で、その後、その会議を設置し、そういった中で現状の把握も改めて行うということもいいのではないかと考えているところでございますので、今の段階ではそういうことで検討しているところでございます。

○小貫委員

それで、もう一つこういう委員会が出てくるので心配なのが、いろいろ決まった後に、庁内会議でその考えが覆るということを何度か私は経験してまして、そうならないように、どこかの段階で検討委員会と庁内会議となる組織との話し合い的なものも検討していく。そういうのを1回入れるということが、市民に知らしめるパブリックコメントの前には必要ではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○(産業港湾)産業振興課長

庁内会議というのは、市役所の中の会議ということでお答えさせていただきますけれども、そういうことでよろしいですか。

○小貫委員

もっとストレートに言うと、市長と副市長の意向でというのが多々あるということなのです、済みませんが。

○(産業港湾)産業振興課長

当然、検討委員会は、なかなかタイトなスケジュールの中で重ねていきますけれども、当然、その主として条例を議会にも提案するという形のものでございますので、そういったところの打ち合わせというのは十分行ってまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

先ほど実態調査の話もしましたが、この条例を制定する上で、やはり市民の理解が何よりも重要だと思うのです。小樽市自治基本条例もそうなのですが、やはり住民自治というところで、非常に重要な条例になると思えます。市民がこういう条例があるということを理解抜きには幾らつくっても意味がないので、そういう視点に立って、物事をぜひ進めていただきたいということを要望しまして、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 4 時 00 分

再開 午後 4 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成 29 年度小樽市一般会計補正予算について、否決の討論を行います。理由は、クレジット納付関連経費に関してです。

クレジット納付により、納税者の利便性向上を理由にしていますことに挙げられるように、現在、口座振替や窓口納付を自主的に行っている人がクレジット納付に変わることが想定され、収納率の向上に結びつかない可能性があります。

さらに、道内他都市では、税をクレジット納付の対象にしても、料まで対象にしている自治体はありません。納税者の税情報が漏えいする危険性が存在する。このことが質問で明らかになりました。

また、納税者に借金をして納税を認めることになり、新たに多重債務者を生み出すことにつながりかねません。

以上の点から、今回の予算措置は認められるものではありません。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の委員は、御起立願います。

(起立多数)

○委員長

起立多数。よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、酒井隆行副委員長を初め委員各位と、説明員の皆様の御協力によるものと、本当に深く感謝いたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。

当委員会は、これをもって閉会いたします。